

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

受付開始日：令和2年5月1日

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※）が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

（裏面の承認の所得基準をご確認ください）

※ 令和2年2月以降の任意の月（収入が急減した月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し推計します。

申請の対象となる期間

令和元年度分として **令和2年2月分から令和2年3月分まで**

令和2年度分として **令和2年4月分から令和3年3月分まで**

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「②特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

※ 令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書が二枚必要となります）

なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては令和2年度分のみを申請してください。

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

お問い合わせ先

日本年金機構ホームページはこちら▶

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：Tel 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00



簡易な所得見込額の申立書（記入例）

この記入例は、令和2年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の氏名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間	令和2年度分（令和2年4月以降）
②	下にチェック（☑）してください。 ☒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
③	収入が減少した方の氏名をご記入ください。 ※被保険者（申請者）の収入減少であることが必要です。 被保険者（申請者）氏名 フリガナ <u>ネキン タロウ</u> 年金 太郎
④	収入が減少した後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。 （裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください） 円 <u>0</u>
上記の申立の内容に相違ありません。 日本年金機構理事長あて 令和 <u>02</u> 年 <u>04</u> 月 <u>01</u> 日 提出 住所 <u>00</u> 市 <u>00</u> 町 <u>00</u> 1-2-3 被保険者氏名 <u>年金 太郎</u>	

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、

①令和元年度分（令和2年2月分～3月分）

②令和2年度分（令和2年4月分～令和3年3月分）

となりますので、上記①と②の年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。なお、令和2年1月以前分を申請する場合は、「所得の申立」は添付せず申請してください。

②チェックをしてください。

③学生で収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

●左下の氏名欄をご記入ください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。なお、この面は記入されていなくても構いません。

被保険者（申請者）	
A	令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
	令和2年 <u>4</u> 月
	円 <u>35000</u>
B	収入見込額（A × 12か月）
	円 <u>420000</u>
控除等（※2）	
事業収入、不動産収入を有する方	
C	Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
	円 <u>0</u>
給与収入を有する方	
D	Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
	円 <u>650000</u>
E	各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載
	円 <u>0</u>

● A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

● C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例

・ B欄の金額 × 40%

※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

E 給与収入のみの方の場合の例

・ 給与収入が65万円以下の場合 : 0円

・ 給与収入が65万円を超える場合 : B欄 - D欄

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和3年度分

令和3年4月分から令和4年3月分まで

※ 令和元年度分及び令和2年度分(令和2年2月分から令和3年3月分)の申請も可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

*新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

日本年金機構ホームページはこちら▶



簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和3年度版

この記入例は、令和3年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間	令和3年度分（令和3年4月以降）
②	下にチェック（☑）してください。 ☒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
③	収入が減少した方の氏名をご記入ください。 ※被保険者（申請者）の収入減少である必要があります。 被保険者（申請者）氏名 フリガナ <u>ネキン タロウ</u> 年金 太郎
④	収入減収後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。 （裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください） 円 <u>0</u>
上記の申立の内容に相違ありません。 日本年金機構理事長あて 令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 <u>0</u> 日 提出 住所 <u>〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3</u> 被保険者氏名 <u>年金 太郎</u>	

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、**令和3年度分（令和3年4月分～令和4年3月分）**となります。年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。

②チェックをしてください。

③学生で収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の「裏面」をご活用ください。

左下の署名欄をご記入ください。

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの場合の例

・B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」

（注）給与所得控除は、税制改正により控除額が変更されました。
令和2年度の所得申立書をあわせてご提出される場合には、計算にご注意ください。

E 給与収入のみの場合の例

・給与収入が55万円以下の場合：0円
・給与収入が55万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

被保険者（申請者）	
A	令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
	令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月
	<u>35000</u> 円
B	収入見込額（A × 12か月）
	<u>420000</u> 円
控除等	
事業収入、不動産収入を有する方（※2）	
C	Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
	<u>0</u> 円
給与収入を有する方（※3）	
D	Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
	<u>550000</u> 円
E	各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載
	<u>0</u> 円

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

臨時特例の申立に当たってのご注意

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする学生納付特例申請を行うに際し、「簡易な所得見込額の算出手順（「所得見込額計算シート」）」の記載にあたっては、以下の点にご注意ください。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる月の期間

「所得見込額計算シート」のA欄に記載できる「任意の1か月」については、以下の期間が対象となります。

令和3年度分の申請

（令和3年4月分から令和4年3月分まで）

⇒ 令和2年2月以降のいずれかの月の収入をご記載ください。

令和2年度分の申請

（令和2年4月分から令和3年3月分まで）

⇒ 令和2年2月～令和3年4月のいずれかの月の収入をご記載ください。
（令和3年5月以降の月を用いることはできません。）

2. 税制改正による給与所得控除の改正について

税制改正により、給与所得控除の額が改正されました。

D欄の「給与収入に係る控除の見込額」の算出にあたっては、令和2年度分と令和3年度分の計算が異なりますのでご注意下さい。

令和3年度分の申請

⇒ 給与所得控除の額は、

給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円
（55万円に満たない場合は55万円）

令和2年度分の申請

⇒ 給与所得控除の額は、

給与収入分（見込収入額）×40%
（65万円に満たない場合は65万円）

※「任意の1か月」の時期によらず、申請年度に応じて給与所得控除の額が適用されます。
（同じ月を用いる場合であっても、令和2年度分と令和3年度分では計算が異なります。）

（注）税制改正による控除額の変更は、令和2年中の所得から適用されますが、学生納付特例においては令和3年度の申請から改正後の額を適用しています。これは、簡易な所得見込を前年の所得とみなして免除基準を審査するためです。